

不養生のすすめ

【連載 第二回】

米国在住内科医

大西 瞳子

矢療麻薬は悪ではない

読者から、悲痛な声が届いた。

「わたしは慢性疼痛で医療用麻薬を二年程飲んでいました。一般に言われる悪い副作用は殆ど出ず、それにより痛みは改善してしましました。何とか他の小さな病院や緩和ケアのところを探して薬を出してもらっていたのですが、そこでも『がんの患者にしか出せない』と遂に貰えなくなりました。役所も病院も保険団体も、どこで治療を受けられるか、教えてくれません。薬を貰えず、また医者が適切な説明をしてくれず、行き場を失い苦しんでいる患者が沢山いることを知つてください」

海外から見ると、この状況はどうでも理解しがたい。日本では、世

界に誇る国民皆保険制度の下で、必要な医療が平等に受けられるはずだ。それに日本の医薬品市場は、米国に続き世界第二位である。高齢化社会に伴い、慢性疾患やがん患者の増加のため、医療用麻薬の消費量が多くても、全く不思議ではない。

ところが実際、日本の医療用麻薬の消費量は極端に少ない。

世界保健機関(WHO)の協力センターである、米国ウイスコンシン大学の「痛みと政策研究グループ(PPSG)」は、医療用麻薬によつて、世界中の痛みで苦しむ人々の生活の質を向上させるための研究施設だ。PPSGは、国際麻薬統制委員会(INCB)の情報と元に、世界の医療用麻薬の消費量を調査している。PPSGのデータ

一、六・八ミリグラムで、日本は平均二四ミリグラムで、日本は平均一・六・八ミリグラム。しかも、日本のモルヒネの消費量は、〇一年をピークに減っている。

一方、モルヒネの消費量の上位には、欧米の先進諸国が名を連ねている。もちろん、それは理由がある。まず、原因が何であろうと、堪え難い痛みは、睡眠障害、抑うつや不安、体の動きの制限などをもたらし、自立性を失い、生活の質が悪化することは、これまでさんざん医学研究で報告されている。今では「痛み」はそれが病気として認識されている。同時に痛みの管理は、医学界の議論にとどまらず、WHO、国際連合(UN)やその他の国際機関を通じて、「基本的な人権」という概念にまで発展した。

一〇年に、モントリオールで開

一タによると、伝統的な医療用麻薬である「モルヒネ」の二〇一四年の一人当たりの年間平均消費量は、日本は世界百三十三カ国のうち、四十七位ヨルダン、四十八位スロバキア、四十九位のバーレーン王国に続き「五十位」である(表参照)。世界の平均消費量は六・

二四ミリグラムで、日本は平均一・六・八ミリグラム。しかし、日本

は、日本は世界百三十三カ国のうち、四十七位ヨルダン、四十八位

スロバキア、四十九位のバーレー

ン王国に続き「五十位」である(表

参照)。世界の平均消費量は六・

二四ミリグラムで、日本は平均一・六・八ミリグラム。しかし、日本

は、日本は世界百三十三カ国のうち、四十七位ヨルダン、四十八位

スロバキア、四十九位のバーレー

ン王国に続き「五十位」である(表

参照)。世界の平均消費量は六・

二四ミリグラムで、日本は平均一・六・八ミリグラム。しかし、日本

は、日本は世界百三十三カ国のうち、四十七位ヨルダン、四十八位

スロバキア、四十九位のバーレー

ン王国に続き「五十位」である(表

催された国際疼痛学会(IASP)では、痛みの管理を求める権利と

して、次の三つの要素を含む声明

が発表された。「誰もが差別なく、

痛みに対する治療を受ける権利」

「痛みのある人は、痛みを認めてもらう。そして痛みの評価と管理の方法について知る権利」「痛みのある誰もが、訓練された医療従事者の適切な評価と治療を受ける権利」冒頭の読者は、「慢性疼痛という理由で差別を受け、痛みを認めてもらえず、評価も治療も受けられなかつた」つまり人権が全く無視されたことになる。

それにしても、なぜ、慢性疼痛の医療用麻薬の処方が打ち切られてしまつたのだろう。関西の緩和ケア専門医に聞くと、「学会や厚生労働省は、慢性疼痛の啓発や緩和ケアの推進をしている。この観点からは矛盾していると常々考え

るが、処方の打ち切りは、慢性疼

痛への医療用麻薬の保険査定(治

療、薬を認めないと診療内容を否認するもの)のせいだ。責任の所

在は、怠慢な学会と厚労省」と批

判する。都内の緩和ケア専門医は、「厚労省が差別している。がんの

痛みと比べて、慢性疼痛への医療用麻薬の適応は限られていて、处方したくても処方できない。緩和ケア病棟もがん AIDS 患者しか入院できない。なぜか、という合理的な理由はないと思う。非がんの緩和は、ようやく、心不全が加わりつつあるくらいだと嘆く。このように専門医ですら、慢性疼痛への医療用麻薬の処方に苦労している現状。ましてや、一般的な緩和ケアの仕事で、医師はさらに処方が難しい。日本では、医療用麻薬を処方する医師は「麻薬使用者免許」の取得が必要だ。さらに使用量を逐一記録・管理するには麻薬管理者の仕事で、これも免許が必要である。一般的なクリニックでも都道府県知事に申請すれば、麻薬使用者免許の取得は可能であるが、手続きが大変すぎて、クリニックで働く多くの医師は、医療用麻薬を処方していない。一方、米国では、医師ならば一般的なクリニックでも医療用麻薬は処方できる。都内の内科医は、「クリニックでは、少なくとも僕は処方していないし、処方している他の医師を見たことがない。厚労省が非協力的なのは、使われ

読者から、悲痛な声が届いた。「わたしは慢性疼痛で医療用麻薬を二年程飲んでいました。一般に言われる悪い副作用は殆ど出ず、それにより痛みは改善してしまった。何とか他の小さな病院や緩和ケアのところを探して薬を出してもらっていたのですが、そこでも『がんの患者にしか出せない』と遂に貰えなくなりました。役所も病院も保険団体も、どこで治療を受けられるか、教えてくれません。薬を貰えず、また医者が適切な説明をしてくれず、行き場を失い苦しんでいる患者が沢山いることを知つてください」

海外から見ると、この状況はどうでも理解しがたい。日本では、世

界に誇る国民皆保険制度の下で、必要な医療が平等に受けられるはずだ。それに日本の医薬品市場は、米国に続き世界第二位である。高齢化社会に伴い、慢性疾患やがん患者の増加のため、医療用麻薬の消費量が多くても、全く不思議ではない。

ところが実際、日本の医療用麻薬の消費量は極端に少ない。

世界保健機関(WHO)の協力セ

ンターである、米国ウイスコンシ

ン大学の「痛みと政策研究グル

ープ(PPSG)」は、医療用麻薬に

よつて、世界中の痛みで苦しむ

人々の生活の質を向上させるため

の研究施設だ。PPSGは、国際

麻薬統制委員会(INCB)の情報

を元に、世界の医療用麻薬の消費

量を調査している。PPSGのデータ

一、六・八ミリグラムで、日本は平均

二四ミリグラムで、日本は平均一・六・八ミリグラム。しかし、日本

は、日本は世界百三十三カ国のうち、四十七位ヨルダン、四十八位

スロバキア、四十九位のバーレー

ン王国に続き「五十位」である(表

参照)。世界の平均消費量は六・

二四ミリグラムで、日本は平均一・六・八ミリグラム。しかし、日本

I have come this evening to talk with you on one of the greatest subjects of human freedom. I have chosen to discuss it here in France, because long ago, when the Declaration of the Rights of Man was proclaimed, and the equality, fraternity, and freedom, fired the imagination of men. I have been here in Paris, the early days of the General Assembly because the issue

MAY, 2017 VOL.43 NO.5

三万人のための情報誌

2017年5月1日発行 昭和50年3月17日第三種郵便物認可

第43巻第5号通巻507号 毎月1日発行

選択

5

